

## (案)

### 諮問第136号の答申 医療施設調査の変更について

本委員会は、諮問第136号による医療施設調査の変更（令和2年以降に実施する調査の変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

#### 記

#### 1 本調査計画の変更

##### (1) 承認の適否

令和元年12月13日付け厚生労働省発政統1213第1号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「医療施設調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画の修正が必要である。

##### (2) 理由等

###### ア 報告を求める事項の変更

###### (ア) 法人番号記入欄の追加〔病院票、一般診療所票及び歯科診療所票〕

本申請では、法人番号を記入する欄を追加する計画である。

これについては、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、法人番号の把握・活用を推進することとされていることを踏まえて追加するものであり、統計の精度向上に資することから、適当である。

###### (イ) 「診療科目」を把握する調査事項の選択肢のうち「神経内科」を「脳神経内科」に変更〔病院票、一般診療所票及び動態調査票〕

本申請では、「診療科目」を把握する調査事項の選択肢において、平成29年9月に開催された日本神経学会理事会における決定を踏まえ、図1のとおり、「神経内科」を「脳神経内科」に変更する計画である。

これについては、他の診療科目との混同が生じないように、診療内容に即した適切な名称に変更するものであり、正確な統計の作成に資することから、おおむね適当である。

ただし、一部の医療施設においては、引き続き、従前の「神経内科」を標榜する可能性も考えられることから、報告者に混乱が生じないように、調査の手引き等において、丁寧な説明を行うとともに、調査結果の時系列比較等の観点から、統計利用者に混乱が生じないように、結果公表に当たり、今回の変更内容に係る丁寧かつ適切な説明を行う必要があることを指摘する。

図 1

【現行】

【変更案】

(8) 診療科目				あてはまるものすべてに○
標ぼう	9月中 休診	特定の 曜日のみ	標ぼうしている科目と、9月中 休診していた科目、特定の 曜日のみ開設している科目 に○をつけてください。	
01	01	01	内科	
02	02	02	呼吸器内科	
03	03	03	循環器内科	
04	04	04	消化器内科(胃腸内科)	
05	05	05	腎臓内科	
06	06	06	神経内科	
07	07	07	糖尿病内科(代謝内科)	

(8) 診療科目				あてはまるものすべてに○
標ぼう	9月中 休診	特定の 曜日のみ	標ぼうしている科目と、9月中 休診していた科目、特定の 曜日のみ開設している科目に○ をつけてください。	
01	01	01	内科	
02	02	02	呼吸器内科	
03	03	03	循環器内科	
04	04	04	消化器内科(胃腸内科)	
05	05	05	腎臓内科	
06	06	06	脳神経内科	
07	07	07	糖尿病内科(代謝内科)	

(ウ) 「科目別医師数 (常勤換算)」を把握する調査事項の削除〔病院票〕

本申請では、図 2 のとおり、「科目別医師数 (常勤換算)」を把握する調査事項を削除する計画である。

これについては、厚生労働省が作成する業務統計である医師・歯科医師・薬剤師統計で把握する実人数による科目別医師数の構成割合と、本調査事項で把握する科目別医師数の構成割合は、ほぼ同様の傾向を示しており、医師・歯科医師・薬剤師統計のデータから常勤換算人数による科目別医師数の一定の傾向把握が可能であり、代替可能で活用面でも特段の支障がなく、報告者負担の軽減にも資することから、適当である。

図 2

【現行】

【変更案】

(10) 科目別医師数(常勤換算)	
小数点以下第2位四捨五入 1人の医師又は歯科医師に、該当する診療科目 が複数ある場合には、主たる診療科目に計上して ください。	
男性医師	女性医師
・	人
・	人
・	人
・	人
・	人
・	人
・	人
・	人



(エ) 「受動喫煙対策の状況」を把握する調査事項における選択肢区分等の変更〔病院票、一般診療所票及び歯科診療所票〕

本申請では、図 3 のとおり、調査事項名を「受動喫煙防止対策の状況」から「受動喫煙対策の状況」に変更するとともに、選択肢について、施設内における喫煙の状況や措置を

講じていないことを想定した選択肢等を削除し、「敷地内を全面禁煙としている」及び「特定屋外喫煙場所を設置している」の二択に変更する計画である。

これについては、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）の施行により、令和元年7月1日から、医療施設においては、原則、敷地内禁煙（ただし、屋外で受動喫煙防止のために必要な措置が講じられた場所に喫煙場所（特定屋外喫煙場所）を設置することができる。）とされたことを踏まえ、今後の受動喫煙対策の見直し・検討に資するよう選択肢を変更するものであることから、おおむね適当である。

ただし、実態として、法改正を踏まえた措置が講じられていない場合も想定されることから、図4のとおり、敷地内全面禁煙としているか否か及び特定屋外喫煙場所を設置しているか否かを把握するよう、調査事項を変更する必要がある。

図3

【現行】

【変更案】

(20) 受動喫煙防止対策の状況 いずれかひとつに○	
1	敷地内を全面禁煙としている
2	施設内を全面禁煙としている
3	喫煙場所を設置し、非喫煙場所に煙が流れ出ないよう措置している
4	その他(1~3以外の措置を講じている)
5	何ら措置を講じていない

(19) 受動喫煙対策の状況 いずれか○	
1	敷地内を全面禁煙としている
2	特定屋外喫煙場所を設置している

図4

【統計委員会修正案】

(19) 受動喫煙対策の状況	各項目について、いずれかひとつに○
敷地内を全面禁煙	1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない
特定屋外喫煙場所を設置	1 設置している 2 設置していない

(オ)「医療安全体制」の状況を把握する調査事項における「医療放射線安全管理」の項目の追加〔病院票、一般診療所票及び歯科診療所票〕

本申請では、「医療安全体制」の状況を把握する調査事項において、図5のとおり、「医療放射線安全管理」の責任者を把握する項目を追加する計画である。

これについては、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第21号）の施行により、令和2年4月1日から、各医療施設において、医療放射線に係る安全管理のための体制確保に係る措置を講ずべき義務が生じることを踏まえ、その措置状況の実態を的確に把握するために調査項目を追加するものであり、今後の医療安全体制の整備の検討に資することから、適当である。

図5

【現行】

(27) 医療安全体制		各項目について、あてはまるものひとつに○							
	責 任 者								
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7		
医薬品安全管理	1	2	3	4					
院内感染防止対策の専任担当者の状況									
1	いる	(		人)	2	いない			
院内感染防止対策のための施設内回診の頻度									
1	ほぼ毎日	2	週1回以上	3	月2~3回程度				
4	月1回程度	5	月1回未満						
医療機器安全体制の保守計画の管理									
保守計画の策定									
1	一括管理	2	病棟・部門ごと	3	その他				
保守計画の実施									
1	一括管理	2	病棟・部門ごと	3	その他				
患者相談担当者の配置の有無									
1	有	2	無						

【変更案】

(26) 医療安全体制		各項目について、あてはまるものひとつに○							
	責 任 者								
	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	臨床工学技士	その他	配置していない
医療安全体制(全般)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
院内感染防止対策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
医療機器安全管理	1	2	3	4	5	6	7		
医薬品安全管理	1	2	3	4					
医療放射線安全管理	1	2			5				
院内感染防止対策の専任担当者の状況									
1	いる	(		人)	2	いない			
院内感染防止対策のための施設内回診の頻度									
1	ほぼ毎日	2	週1回以上	3	月2~3回程度				
4	月1回程度	5	月1回未満						
医療機器安全体制の保守計画の管理									
保守計画の策定									
1	一括管理	2	病棟・部門ごと	3	その他				
保守計画の実施									
1	一括管理	2	病棟・部門ごと	3	その他				
患者相談担当者の配置の有無									
1	有	2	無						

(カ)「緩和ケアの状況」を把握する調査事項における項目名の変更〔病院票〕

本申請では、「緩和ケアの状況」を把握する調査事項において、図6のとおり、「(再掲)新規依頼患者数」の項目を「(再掲)新規介入患者数」に変更する計画である。

これについては、本調査項目が、緩和ケアの依頼にとどまるものは含めず、依頼を受けて実際に介入(対応)した患者数を把握するものであることを踏まえ、報告者にとっての分かりやすさ等に配慮し、把握内容に即した適切な調査項目名となるよう変更するものであり、正確な統計の作成に資することから、おおむね適当である。

ただし、調査結果の時系列比較等の観点から、統計利用者に混乱が生じないように、結果公表に当たり、今回の変更内容に係る丁寧かつ適切な説明を行う必要があることを指摘する。

図6

【現行】

(30) 緩和ケアの状況		施設基準を満たしていないものを含む。	
緩和ケア病棟			
1	有	→	病床数 ( ) 床
2	無	→	9月中の取扱患者延数 ( ) 人
緩和ケアチーム			
1	有	→	9月中の患者数 ( ) 人
2	無	→	(再掲)新規依頼患者数 ( ) 人

【変更案】

(29) 緩和ケアの状況		施設基準を満たしていないものを含む。	
緩和ケア病棟			
1	有	→	病床数 ( ) 床
2	無	→	9月中の取扱患者延数 ( ) 人
緩和ケアチーム			
1	有	→	9月中の患者数 ( ) 人
2	無	→	(再掲)新規介入患者数 ( ) 人

(キ)「手術等の実施状況」を把握する調査事項における「帝王切開を除く無痛分娩（再掲）」の項目の追加〔病院票及び一般診療所票〕

本申請では、「手術等の実施状況」を把握する調査事項において、図7のとおり、「分娩（正常分娩を含む）」の内訳項目として、「帝王切開を除く無痛分娩（再掲）」の実施件数を把握する項目を追加する計画である。

これについては、近年、無痛分娩時における多くの重篤事例が報告されていることを踏まえ、無痛分娩の実態を的確に把握するために調査項目を追加するものであり、今後の無痛分娩の安全な提供体制の構築の検討に資することから、おおむね適当である。

ただし、報告者によって「無痛分娩」の解釈に差異が生じないように、その定義について、調査の手引き等において丁寧に説明する必要があることを指摘する。

図7

【現行】

(31) 手術等の実施状況		9月中の実施件数		装置の台数	
悪性腫瘍手術	1		件		
人工透析	2		件		台
分娩(正常分娩を含む)	3		件		
帝王切開娩出術(再掲)	4		件		
分娩の取扱		小数点以下第2位四捨五入			
1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)				人
	担当助産師数(常勤換算)				人
2 取り扱っていない	院内助産所の有無	1	有	2	無

【変更案】

(30) 手術等の実施状況		9月中の実施件数		装置の台数	
悪性腫瘍手術	1		件		
人工透析	2		件		台
分娩(正常分娩を含む)	3		件		
帝王切開娩出術(再掲)	4		件		
帝王切開を除く無痛分娩(再掲)	5		件		
分娩の取扱		小数点以下第2位四捨五入			
1 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)				人
	担当助産師数(常勤換算)				人
2 取り扱っていない	院内助産所の有無	1	有	2	無

(ク)「検査等の実施状況」を把握する調査事項におけるCT機器に係る項目の細分化〔病院票及び一般診療所票〕

本申請では、「検査等の実施状況」を把握する調査事項において、図8のとおり、CT機器のうち「マルチスライスCT」<sup>(注)</sup>の項目を細分化する計画である。

これについては、近年、高度な医療技術の進歩に伴い、医療機器の高度化・複雑化が進み、マルチスライスCTについても、より新しく高性能な機器の普及が進んでいる状況を踏まえ、病院及び一般診療所における医療機器の保有・活用状況の実態をよりの確に把握するために調査項目を細分化するものであり、今後の医療提供体制の整備の検討に資することから、適当である。

(注) 被写体の周囲からX線を照射し、得られた情報をコンピュータ処理することによって横断像（輪切り画像）として画像表示するCT機器の一種であり、他のCT機器と比べて検出器の列数が多く、少ないX線量により、短時間で広範囲かつ詳細な画像表示が可能である。

図 8

【現行】		【変更案】	
(32) 検査等の実施状況 * 患者数には手術に伴うものを含む。		9月中の患者数	装置の台数
骨塩定量測定	01	人	
気管支内視鏡検査 *	02	人	
上部消化管内視鏡検査 *	03	人	
大腸内視鏡検査 *	04	人	
血管連続撮影	05	人	
DSA(再掲)	06	人	
循環器DR(再掲)	07	人	
マンモグラフィ	08	人	台
RI検査(シンチグラム)	09	人	台
SPECT(再掲)	10	人	台
PET	PET	人	台
	PETCT	人	台
CT	マルチスライスCT	人	台
	その他のCT	人	台
MRI	3.0テスラ以上	人	台
	1.5テスラ以上3.0テスラ未満	人	台
	1.5テスラ未満	人	台
3D画像処理		人	
冠動脈CT・心臓MRI(再掲)		人	

  

【変更案】		9月中の患者数	装置の台数
(31) 検査等の実施状況 * 患者数には手術に伴うものを含む。			
骨塩定量測定	01	人	
気管支内視鏡検査 *	02	人	
上部消化管内視鏡検査 *	03	人	
大腸内視鏡検査 *	04	人	
血管連続撮影	05	人	
DSA(再掲)	06	人	
循環器DR(再掲)	07	人	
マンモグラフィ	08	人	台
RI検査(シンチグラム)	09	人	台
SPECT(再掲)	10	人	台
PET	PET	人	台
	PETCT	人	台
CT	マルチスライス	64列以上	人 台
		16列以上64列未満	人 台
		4列以上16列未満	人 台
		4列未満	人 台
その他	17	人 台	
MRI	3.0テスラ以上	人 台	
	1.5テスラ以上3.0テスラ未満	人 台	
	1.5テスラ未満	人 台	
3D画像処理	21	人	
冠動脈CT・心臓MRI(再掲)	22	人	

(ケ)「歯科設備」の保有状況を把握する調査事項における選択肢の変更〔病院票及び歯科診療所票〕

本申請では、「歯科設備」の保有状況を把握する調査事項における選択肢について、図 9 のとおり、以下の変更を行う計画である。

- ① 「歯科用CT装置」及び「手術用顕微鏡」の追加
- ② 「吸入鎮静装置」の削除
- ③ 「デンタルX線装置」(2区分)と「パノラマX線装置」(2区分)を「デンタル・パノラマX線装置」に、また、診療用器具の滅菌機器である「オートクレーブ」と「オートクレーブ以外」を「滅菌機器(オートクレーブ等)」に統合

これらについては、歯科治療の多様化に伴い、病院及び歯科診療所が保有する歯科設備の状況にも変化が生じていることを踏まえ、その実態をよりの確に把握するために選択肢を変更するものであり、今後の歯科保健医療提供体制の整備の検討に資することから、適当である。

図 9

【現行】		【変更案】	
(34) 歯科設備 保有しているものすべてに○		(33) 歯科設備 保有しているものすべてに○	
1	歯科診療台(          台 )	1	歯科診療台(          台) ※ 歯科診療台を保有している場合は台数を記入してください。
2	デンタルX線装置(アナログ)	2	デンタル・パノラマX線装置
3	デンタルX線装置(デジタル)	3	歯科用CT装置
4	パノラマX線装置(アナログ)	4	手術用顕微鏡
5	パノラマX線装置(デジタル)	5	滅菌機器(オートクレーブ等)
6	ポータブル歯科ユニット	6	ポータブル歯科ユニット
診療用器具の滅菌に使用する機器			
8	オートクレーブ		
9	オートクレーブ以外		

(コ) 歯科訪問診療等の実施状況を把握する調査事項の追加・変更〔病院票及び歯科診療所票〕

本申請では、図10、図11及び図12のとおり、以下の歯科訪問診療等の実施状況を把握する調査事項の追加・変更を行う計画である。

- ① 「歯科訪問診療の受け入れの有無」を把握する調査事項の追加〔病院票〕
- ② 「介護保険施設の協力歯科医療機関」になっているか否かを把握する調査事項の追加〔歯科診療所票〕
- ③ 「在宅医療サービスの実施状況」を把握する調査事項において、在宅医療サービスを医療保険等によるものと介護保険によるものに区分した上で、それぞれのサービス内容に係る項目を細分化〔歯科診療所票〕

これらについては、高齢化の進展等に伴い、気道感染の予防や摂食・嚥下機能の向上、栄養改善など、高齢者等の健康維持等を図る観点から、高齢者等に対する口腔健康管理の重要性が増していることを踏まえ、病院及び歯科診療所における口腔関連サービスの提供状況の実態をよりの確に把握するために調査事項を追加・変更するものであり、介護保険施設との連携を含め、今後の歯科保健医療提供体制の構築の検討に資することから、適当である。

図 10

【変更案（追加）】

(34) 歯科訪問診療の受け入れの有無	
1	受け入れている
2	受け入っていない

図 11

【変更案（追加）】

(20) 介護保険施設の協力歯科医療機関	
1	協力歯科医療機関になっている
2	協力歯科医療機関になっていない

図 12

【現行】

(21) 在宅医療サービスの実施状況		9月中の実施件数
訪問診療(居宅)	1	件
訪問診療(施設)	2	件
訪問歯科衛生指導	3	件
居宅療養管理指導(歯科医師による)	4	件
居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	5	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	6	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	7	件
その他の在宅医療サービス	8	件

【変更案】

(19) 在宅医療サービスの実施状況		
実施の有無に○をつけ、9月中の件数を記入してください。		
医療保険等による在宅サービス		
1 実施している		
2 実施していない		
訪問診療(居宅)	01	件
訪問診療(病院・診療所)	02	件
訪問診療(介護施設等)	03	件
訪問歯科衛生指導	04	件
介護保険による在宅サービス		
1 実施している		
2 実施していない		
居宅療養管理指導(歯科医師による)	05	件
居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	06	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科医師による)	07	件
介護予防居宅療養管理指導(歯科衛生士等による)	08	件
介護保険の施設サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	09	件
介護保険の通所サービス(口腔関連)を提供(介護予防サービスを含む)	10	件

(サ)「従事者数」を把握する調査事項における職種区分への「公認心理師」の追加〔病院票及び一般診療所票〕

本申請では、職種別の「従事者数」を把握する調査事項において、図13のとおり、調査対象とする職種区分に「公認心理師」を追加する計画である。

これについては、公認心理師法（平成27年法律第68号）の施行により、心理に関する支援を要する者の心理状態の観察や相談・支援・指導等の業務を行う新たな国家資格として「公認心理師」が創設され、その資格試験が平成30年から、開始されたことを踏まえ、医療の現場に従事する「公認心理師」の実態を的確に把握するために選択肢を追加するものであり、今後の医療従事者の需給バランスや人員配置標準の検討に資することから、適当である。

図 13

【現行】

【変更案】

(36) 従事者数		10月1日現在の数を記入してください。			
職 種		常 勤		非常勤(常勤換算)	
		「常勤」従事者の人数		「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	
				↓小数点	
01	医師		人		人
02	歯科医師		人		人
職 種		実人員		常勤換算	
		「常勤」・「非常勤」従事者の人数		「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	
				↓小数点	
03	薬剤師		人		人
04	保健師		人		人
05	助産師		人		人
06	看護師		人		人
07	准看護師		人		人
職 種		常勤換算			
		「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)			
		↓小数点			
08	看護業務補助者				人
09	理学療法士(PT)				人
26	社会福祉士				人
27	介護福祉士				人
28	保育士				人
29	その他の技術員				人
30	医療社会事業従事者				人
31	事務職員				人
32	その他の職員				人

(38) 従事者数		10月1日現在の数を記入してください。			
職 種		常 勤		非常勤(常勤換算)	
		「常勤」従事者の人数		「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	
				↓小数点	
01	医師		人		人
02	歯科医師		人		人
職 種		実人員		常勤換算	
		「常勤」・「非常勤」従事者の人数		「常勤」と「非常勤」従事者の常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)	
				↓小数点	
03	薬剤師		人		人
04	保健師		人		人
05	助産師		人		人
06	看護師		人		人
07	准看護師		人		人
08	看護業務補助者				人
09	理学療法士(PT)				人
26	社会福祉士				人
27	介護福祉士				人
28	保育士				人
29	公認心理師				人
30	その他の技術員				人
31	医療社会事業従事者				人
32	事務職員				人
33	その他の職員				人



(シ)「技工物作成の委託の状況」を把握する調査事項における国内での「委託先歯科技工所数」の項目の追加等〔歯科診療所票〕

本申請では、「技工物作成の委託の状況」を把握する調査事項において、図14のとおり、国内外における「全部委託」及び「一部委託」の区分を削除するとともに、国内で歯科技工物の作成を委託している場合における「委託先歯科技工所数」を把握する項目を追加する計画である。

これらのうち、「全部委託」及び「一部委託」の区分については、近年、当該区分別の委託割合に大きな変化はみられず、一定の傾向が把握できたため削除するものであり、また、歯科技工物作成の委託については、近年、歯科技工物への需要の多様化により、特定の歯科技工所に限らず、需要の内容に応じて複数の歯科技工所に委託されている状況を踏まえ、委託の大多数を占める国内の委託先の実態をよりの確に把握するために調査項目を追加するものであり、いずれも今後の歯科医療提供体制の整備の検討に資することから、適当である。

図 14

【現行】

【変更案】

(13) 技工物作成の委託の状況 各項目について、あてはまるものひとつに○	全部委託	一部委託	委託していない
国内で作成	1	2	3
国外で作成	1	2	3

(13) 技工物作成の委託の状況 各項目について、あてはまるものひとつに○	
国内で作成	1 委託している → 委託先歯科技工所数 (カ所) ※9月中の委託先歯科技工所数を記入してください。
	2 委託していない
国外で作成	1 委託している
	2 委託していない

(ス)「歯科技工室」及び「歯科用アマルガムの保有状況」を把握する調査事項の削除〔歯科診療所票〕

本申請では、図15のとおり、「歯科技工室」の設置の有無及び「歯科用アマルガムの保有状況」を把握する調査事項を削除する計画である。

これらのうち、「歯科技工室」の設置の有無については、近年、大きな変化はみられず、一定の傾向が把握できたこと、また、「歯科用アマルガムの保有状況」については、「水銀に関する水俣条約」(平成25年10月10日採択・署名)において、水銀を含有する歯科用アマルガムは削減対象とされ、診療報酬上も評価されなくなったため、その保有施設数が少数となっていることを踏まえて削除するものであり、いずれも報告者の負担軽減にも資することから、適当である。

図 15

【現行】

【変更案】

(18) 歯科技工室	いずれかに○
1 有	
2 無	

〔削除〕

(20) 歯科用アマルガムの保有状況	いずれかに○
保有の有無に○をつけ、9月中の使用件数を記入してください。 9月中の使用件数がない場合は0件と記入してください。	
1 保有している	→9月中の使用件数 (          件 )
2 保有していない	

〔削除〕

イ 報告を求める期間の変更

本申請では、①報告者から保健所への調査票の提出期限について、各都道府県・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）が「10月下旬まで」の間で設定することを調査計画上に規定するとともに、②経由機関である都道府県から厚生労働省への調査票の提出期限について、「11月上旬」から「11月下旬」に変更する計画である。

これらのうち、①については、これまで各都道府県等の裁量に委ねることとして、明確に設定していなかった報告者からの調査票の提出期限について、期間を設定することにより各都道府県等において、工程管理を適切に行い、効率的な審査等の実施を促進するため、従前の各都道府県等における設定状況を踏まえた上で提出期限の明確化を図るものであり、②については、審査に要する業務量に比して、各都道府県等における審査期間が短く、審査する十分な時間を確保するため、調査票の審査・取りまとめ業務を行う都道府県の事務負担軽減を図るものであることから、いずれもおおむね適当である。

ただし、①については、依然として、提出期限の設定が各都道府県等の裁量に委ねられることになるため、当該設定に当たっては、報告者にとって無理のない適切な回答期間を確保するよう、各都道府県等に対する十分な周知徹底を図る必要があることを指摘する。

ウ 調査結果の公表の方法及び期日の変更

(ア) 調査結果の公表の方法の変更

調査結果の公表方法については、従来、インターネット（政府統計の総合窓口（e-Stat））には全ての集計事項に係る結果表を、また、厚生労働省ホームページには調査結果の概要を掲載）には、全ての集計事項に係る結果表を掲載する一方、報告書には一部抜粋した集計事項に係る結果表のみを掲載しているところ、本申請では、報告書に掲載する結果表の数を227表から76表に大幅に削減するとともに、報告書に掲載する結果表は一部抜粋したものであることが分かるよう調査計画に明記する計画である。

これらについては、統計利用者においてインターネット利用可能な環境が広く整備されてきている状況にあることを踏まえ、報告書に掲載する結果表については、施設数や病床数など特に利用頻度が高いと考えられる基本的なものを精査して掲載するよう変更する

ものであり、また、報告書に非掲載の結果表についても、その所在が報告書上で容易に確認できるよう、統計利用者の利便性に配慮し、全ての結果表の一覧とともに、政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する各結果表の表番号を掲載することとしていることから、特に問題ないものとする。

#### （イ）調査結果の公表の期日の変更

本申請では、公表期日について、「概数」及び「確定数」の二段階に分け、「概数」（2表）については「調査実施年翌年10月下旬」までに、また、「確定数」（362表）については「調査実施年翌年12月下旬」までに公表するよう変更する計画である。

これらについては、調査計画において、調査終了後1年以内<sup>（注）</sup>となる「調査実施年翌年10月」までに公表することとされているところ、平成23年調査以降、恒常的に1か月から2か月公表が遅延している状況を踏まえ、統計利用者の利用ニーズへの早期対応の観点から、調査結果の開設者別の施設数や病床数等、基本的な情報を示す結果表を一部集計・公表するよう変更するものであることから、おおむね適当である。

ただし、統計利用者の利便性を考慮し、「確定数」についても、引き続き可能な限りの公表の早期化に努める必要があることを指摘する。

（注）基幹統計については、統計法（平成19年法律第53号）第8条第1項の規定により、作成次第、速やかに公表することが求められており、この「速やかに」の具体的な公表時期については、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）において「年次・周期調査は1年以内に公表する」とされていることが基本的な目安となっている。

#### エ 集計事項の変更

本申請では、集計事項について、調査事項の追加・削除等に伴い、関連する集計事項の追加・削除等を行うほか、「概数」及び「確定数」の二段階に分けて公表するよう変更することに伴い、「概数」として公表する集計事項（2表）を追加する計画である。

これらについては、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、統計利用者のニーズにも対応するものであることから、適当である。

## 2 「諮問第99号の答申 医療施設調査の変更について」（平成29年2月23日付け統計委第5号）における「今後の課題」への対応状況

静態調査<sup>（注1）</sup>については、平成23年調査において、病院を対象に、従前からの郵送調査と併用する形で、政府統計共同利用システムを利用したオンライン調査を導入して以降、経由機関である都道府県・保健所設置市・保健所及び病院に対するオンライン調査の利用促進の周知やオンライン調査票のチェック機能の充実等、オンライン調査の利用促進と改善のための方策を講じつつ、平成26年調査では一部の一般診療所を、また、前回の平成29年調査では、全ての一般診療所及び歯科診療所を対象とするよう、オンライン調査の対象範囲を順次拡大してきたところである。

しかしながら、平成26年調査におけるオンライン回答率は、病院24.6%、一般診療所5.3%となっており、オンライン回答率の向上に向けた取組は、いまだ過渡期にあると考えられることから、「諮問第99号の答申 医療施設調査の変更について」（平成29年2月23日付け統計委第5号）では、平成29年調査におけるオンライン調査の実施状況や利用結果、オンライン調査導入による回答状況への影響等に係る検証・分析結果を踏まえ、今回の令和2年調査におけるオンライン調査の更なる利用促進と改善に向けて検討するよう指摘されている。

当該課題を踏まえ、厚生労働省は、平成29年調査では、オンライン調査実施に伴う経由機関の

業務負担軽減の観点からのコールセンターの業務拡充<sup>(注2)</sup>や電子調査票の内容審査業務の軽減に資するツール<sup>(注3)</sup>の開発・配布等の方策を講じた結果、オンライン回答率は、病院45.8%（平成26年調査から21.2ポイント上昇）、一般診療所12.2%（同6.9ポイント上昇）とともに上昇したほか、新たにオンライン調査を導入した歯科診療所では6.3%となっている。

また、厚生労働省は、令和2年調査の実施に当たり、平成29年調査に併せて実施した全ての経由機関及び医療機関に対するアンケート調査及び調査後に実施した一部の経由機関・医療機関に対するヒアリングの結果を踏まえ、①コールセンターの回線数の増加、②平成29年調査で開発・配布した経由機関における審査用ツールの機能の拡充<sup>(注4)</sup>を行うとしている。

（注1）本調査は、医療施設から提出される開設・廃止等の申請・届出に基づき「動態調査」を毎月実施するとともに、全医療施設の詳細な実態を把握することを目的として「静態調査」を3年ごとに実施している。

（注2）従前のコールセンターは、報告者からの照会対応のみ行っていたが、経由機関に対するアンケート結果等を踏まえ、経由機関からのオンライン調査システムに関する照会対応も行うよう、業務拡充を行った。

（注3）経由機関において調査票の審査を行う際に、医療施設基本ファイル表（医療施設台帳）のデータ（施設の所在地、施設名、休止・休診の状況、開設者、許可病床数、診療科目（病院のみ））との照合を行うためのツールである。なお、医療施設基本ファイル表とは、本調査の静態調査の調査結果名簿を基に、本調査の動態調査により把握した医療施設の開設・廃止等の状況を反映させた医療施設に係る名簿をいう。

（注4）審査用ツールにおける医療施設基本ファイル表（医療施設台帳）との照合項目として、病院票の診療科目別患者数を追加する予定としている。

これらについては、前回調査の取組状況を確認する限り、オンライン回答率は大きく向上しており、また、令和2年調査の実施に当たって、オンライン調査の更なる利用促進と改善に向けた取組を実施することから、現時点における取組としては、適当である。

### 3 今後の課題

#### （1）オンライン調査の更なる推進について

本調査は、オンライン回答率は向上傾向にあり、令和2年調査から、経由機関における審査用ツールの機能の拡充等によりオンライン調査の更なるオンラインの推進を実施することとしている。

しかしながら、今後、オンラインによる回答率を向上させていくことが重要である中で、いまだ過渡期の段階にあると考えられることから、今回調査におけるオンライン調査の実施状況・利用結果やオンライン調査導入による回答状況への影響等について、実査を担う経由機関と報告者である医療機関双方における利便性の観点を含め、丁寧に検証、分析等を行い、これらの結果を踏まえ、次回の令和5年調査におけるオンライン調査の更なる利用の促進と改善に向けて検討する必要がある。

#### （2）調査結果の適切な公表の実現について

本調査については、上記1（2）ウ（イ）のとおり、調査結果について、「概数」（2表）及び「確定数」（362表）の二段階に分けた公表方法を導入することにより、「概数」については調査終了後1年以内の公表を実現する計画とされているが、統計利用者にとって利活用ニーズの高い「確定数」の早期公表が望まれる中、調査実施体制の現状等も踏まえつつ、調査票の審査・集計等業務の効率化等を図ることにより、「確定数」についても、公表の早期化につながる効率化手法について検討する必要がある。